鹿児島県のうち 大島郡のうち和泊町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が〇・六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三～五　［略］
［略］	［略］	［略］
沖縄県のうち 那覇市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三・四　［略］
［略］	［略］	［略］
沖縄県のうち 沖縄市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	［略］
沖縄県のうち 豊見城市	［略］	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三・四　［略］
沖縄県のうち うるま市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三・四　［略］
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

鹿児島県のうち 大島郡のうち和泊町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	［新規］ 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二～四　［略］
［略］	［略］	［略］
沖縄県のうち 那覇市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十・六キロリットル以上 三・四　［略］
［略］	［略］	［略］
沖縄県のうち 沖縄市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	［略］
沖縄県のうち 豊見城市	［略］	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十・六キロリットル以上 三・四　［略］
沖縄県のうち うるま市	同時に給油することができる自動車の数が九以上	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十・六キロリットル以上 三・四　［略］
［略］	［略］	［略］

○国土交通省告示第六百三十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第六十一条の二、第六十五条の三、第六十六条の二第二項及び第三項、第六十六条の三、第六十七条の二並びに第七十一条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年四月二十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。